

議案第79号

大阪市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「供給する」を「安定的に供給する」に改める。

第3条第2項中各号を次のように改める。

- (1) 取扱品目 水産物、青果物及び加工食料品
- (2) 取扱品の供給対象区域 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市及び東大阪市の区域

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

中央卸売市場事業を設置する目的及び中央卸売市場事業の事業計画を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市中央卸売市場事業の設置等に関する条例 (抄)

(設置)

第2条 市民等の日常生活に必要な生鮮食料品等を**安定的に**供給するため、中央卸売市場事業を設置する。

2 省 略

(経営の基本)

第3条 省 略

2 中央卸売市場事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 取扱品目及び年間取扱高

水産物 380,000トン

青果物 920,000トン

つけ物 70,000トン

乾物 50,000トン

鳥卵 30,000トン

(2) 取扱品の供給対象人口 6,000,000人

(1) **取扱品目 水産物、青果物及び加工食料品**

(2) **取扱品の供給対象区域 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市及び東大阪市の区域**

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2
第243条の2

第8項の規定により中央卸売市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除
の2

について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が

100,000円を超える場合とする。